

エポック10個人登録 申請書

受 付 日： 年 月 日

有效期限： 年 月 日

登録番号： 号

豊島区長

男女平等推進センターの施設を個人利用するにあたり、下記のとおり申請いたします。

記

申請者	ふりがな 氏 名		
	住 所 TEL・FAX	〒 ー	
		TEL	FAX

※住所が豊島区以外の場合は下欄にもご記入ください。

勤務先 在学先 記入欄	名 称	
	住 所 TEL	〒 ー
		T E L

利用する項目の「□」に「✓」をお付け下さい。

☐	図書及び資料の貸出し (豊島区立男女平等推進センター条例第6条、同条例施行規則第6条)
☐	研修室及び保育室の利用 (同条例第7条、同条例施行規則第8条)
利用者ID	※公共施設予約システムにて登録をご希望するIDを下欄にご記入ください。 (英数8～16文字・数字のみ8～15文字。大小文字の区別なし・登録後の変更不可。)

※豊島区に関わる(住所・勤務先・学校)の住所を確認させていただく書類等をご提示ください。

確認書類	1. 免許証 2. マイナンバーカード 3. 保険証（医療証）
	4. 社員証・学生証 5. その他（ ）

男女平等推進センター（エポック10） ご利用にあたって 確認書

私は、男女平等推進センター（エポック10） ご利用にあたって（別紙）を十分に読み、理解し、これを承諾の上で施設を利用することに同意します。

〔署名〕 _____

男女平等推進センター（エポック10） ご利用にあたって

◎ 予約について

男女平等推進センターの初回のご利用にあたっては、新たにID登録の手続きが必要となります。

登録後、公共施設予約システム（インターネット）、電話、窓口にて研修室の予約が可能となります。

◎ 【重要】利用のキャンセル、使用料の納付・還付等について

1. 使用料は、受付窓口にて現金でお支払いいただくか、公共施設予約システム（インターネット）からクレジットカード払いによりお支払いください。
※受付窓口にて現金でお支払いいただく場合、当面の間はご利用日当日にお支払いをお願いいたします。
2. 利用承認後（使用料納入後）の変更は、研修室及び使用料の変更を伴わない1度目の変更の場合に限り可能です。
3. ご利用日より前にお支払いいただいた場合、次に掲げる場合を除き、使用料はお返し出来ません。
① 利用者の責任のない理由により、利用することが出来ないとき。（全額還付）
② 利用日の10日前までに、利用取消しのご連絡をいただいたとき。（半額還付）
4. 「還付申請手続き」は平日の午前9時から午後5時までに窓口で受付いたします。
※還付申請手続きの詳細についてはお問い合わせください。

◎ 利用上の注意事項

1. 利用承認書は使用料をお支払いいただいた際にお渡ししています。使用料を事前にお支払いいただいた場合、利用日当日に利用承認書を受付窓口へご提示ください。
※使用料をクレジットカード払いによりお支払いいただいた場合、利用承認書の交付は省略しております。施設利用時には、利用承認書の代わりに、スマートフォン等に表示した当該予約画面を受付窓口へご提示ください。
2. 次の利用時間を必ずお守りください。

平日・土曜日	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～21時）
日曜日（月一回）	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	

利用後は机・イスを最初の状態にして、時間内に部屋を空けてください。

3. 当センター内では飲酒及び飲食（水分補給程度の飲料を除く）はできません。ただし、午前・午後、午後・夜間又は全日、連続して同一研修室を利用する場合は、貸室において飲食に限り可能です。
4. ご利用にあたって、ごみが発生する場合は、お持ち帰りください。
5. 公共施設予約システムによる予約受付はエポック10登録団体・関連団体は3か月前、一般登録団体は2か月前、個人は1か月前の1日9時から開始となります。窓口または電話予約の場合は各団体・個人別による受付開始月最初の開館日9時から開始となります。利用回数の制限はありませんが、エポック10登録団体及び関連団体は、予約開始日のみ予約は2枠までとさせていただきます。
6. 次に掲げる活動には利用できません。
①営利を目的とした事業またはそれに類した活動
②特定の政党の利害に関する活動または公の選挙における候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動
③特定の宗教（教派、宗派、教団等）に関する活動
④公益を害するおそれのある活動
7. 当センターの利用の権利を、第三者に譲渡または転貸することは出来ません。
8. 大型物品又は大量に物品を持ち込むときは、事前に当センターの承認が必要です。
※利用時間のなかで物品の搬入と搬出を完了させてください。
※駐車場の利用をご希望される場合は、受付窓口へ予約が必要です。
9. 当センターは「禁煙」です。
10. 次の各号のいずれかに該当すると判断されるときは、「利用の不承認」または「利用承認の取消し」をさせていただきますことがあります。
①秩序又は風紀を乱す恐れがある、または当センターの管理上支障があると認められるとき。

②利用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

③暴力団その他のこれに準ずる団体等、反社会勢力の利益になると認められるとき。

④不当な差別的行為を助長するおそれがあると認められるとき。

11. 個人登録証を紛失、または毀損したときは、速やかに当センターまで届け出てください。